

レジット事件の判決を前にした一人の被害者の声明

控訴審の判決を前にして、被害者の一人である控訴人（原告）は、声明を發する。

納得のいく判決を求める

コウモリファンドと呼ぶに相応しいレジット事件は、判断が難しい裁判ではない。なぜなら、収益還元法および投資信託に関する正しい理解をもって臨めば、原告、被告のどちらの主張が妥当であるのか自ら分かるからである。少しばかり判断が必要になる点があるとすれば、それはレジットの目論見書に書かれているいくつかの文章について、原告、被告の異なる解釈のどちらを取るのかという程度である。これととも、不動産投資に関するある程度の知見をもってすれば、判断は容易である。

裁判所には、少なくとも上述の知識を持つような常識人が納得できるような判決を求めたい。投資は賭博ではなく、金融庁も「個人投資家の金融・資本市場への参加拡大」として推進する経済を活性化させる重要な要素なのである。悪意をもつ証券会社の行為などによって、投資が委縮するようなことがあってはならないのである。

被告らには自らの非を認め率先して賠償することを求めたい

世の中には、不祥事を起こす会社がある。例えばフォルクスワーゲン社は、ディーゼル車の排出ガス不正問題を起こした。しかし、非を認めて被害者のもつ不正車の買い取り・修理・補償などを行うとともに、不正に対する罰金などの支払いをしている。こうすることで、同社は不正を起こさない会社に生まれ変わることを目指しているのだろう。

レジット事件は、意図的に組織的に行われた排出ガス不正問題と同様に、極めて悪質である。恣意的で悪質なのだが、フォルクスワーゲン社と同様にレジット事件の被告らにも、自らの非を認め率先して賠償し、不正を起こさない会社に生まれ変わることを望む。幸いなことに、レジット事件は人命にかかわるものではなく、金銭で解決するものなので、きちんと賠償すればよいのである。

なお、最近（2017年10月に）発覚した、神戸製鋼所のデータ改ざん事件では、同社は不正がなされた範囲を関係会社までもら広げて徹底的に調査を進めているようである。これと同様に、レジット事件の被告らにも、レジット不動産投資信託以外の投資信託にも不正がないか、徹底的な調査を求めたい。

振り込め詐欺とレジット事件を比較すると

年間の被害総額が数百億円に達する振り込め詐欺では、高齢者を狙って数多くの巧妙な事件発生しており、それぞれの事件において数百万円あるいは一千万円を超える金額が奪われている。レジット事件では、この一つの事件だけで被害総額が250億円に及ぶ。高齢者を含む大勢の投資家は、コウモリファンドと呼ぶべき不当な計算方法の変更によって投資金額の10分の7を一瞬のうちに失った。そして、各投資家の被害は、振り込め詐欺と同様に、数百万円から一千万円を超えることだろう。仮に投資家一人当たり平均一千万円の投資をしていたとすると、レジットへの総投資額が350億円であったことから、被害を受けた投資家の数は、3500人ほどであろう。コウモリ流の計算方法の改変によって総投資額の10分の7（上述の仮定の下では投資家一人当たり平均700万円）が消失したのであるから、総被害額が250億円に及ぶ。

被害に気付かない投資家の救済を求める

投資信託は元金が保証されていないものと言われて、レジット事件の被害者の中には、被害に気づかない投資家もいる。確かに投資家が投資した現金は、レジットの投資対象の資産である不動産（収益源物件）に形を変える。そして、投資家の資産は、投資対象資産の市場価格に依存することになり変化する。これが元金保証のない理由である。しかし、投資家の資産の算出方法は、レジット目論見書に記載されており、これを用いて投資家の資産額を計算しなければならない。証券会社側が勝手に投資家の資産の計算方法を変更することは許されない。レジット事件においては、不動産が一物多価であるという特徴を隠れ蓑にして、投資家の資産の計算方法を変更した。すなわち、本来なら収益源物件の市場価格（すなわち賃貸市場価格）を用いて計算すべきところ、売買市場価格（それも債権回収処理の際などに用いる早期売却価格に近い算出方法）を用いて投資家の資産額を計算するように変更したために、一瞬のうちに投資家の資産が10分の3になった。

被害に気づかない投資家を含むレジットの大勢の被害者たちが被害に気付くように、各メディアには、レジット事件を広く伝えることを求めたい。

参考：<http://www.applitech.co.jp/h26wa259/> の次の文書をご覧いただきたい。

控訴理由書 平成29年6月28日

甲43 陳述書

以上